

## 株式会社グッド・アイズ建築検査機構 構造計算適合性判定業務約款

### (責務)

第1条 構造計算適合性判定を求める建築主事並びに当該建築主事が置かれた都道府県、市町村若しくは特別区の長又は指定確認検査機関（以下「甲」という。）及び株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令、告示、条例、通知（技術的助言）並びに都道府県知事が定める基準を遵守し、この約款及び別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構構造計算適合性判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 甲は、乙へ判定を求めるときは、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）に従って審査を行うこと。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって規程に定められた構造計算適合性判定業務（以下「業務」という。）を行い、次条に定める日（以下「業務期日」という。）までに甲に対して規程第14条第1項に定める構造計算適合性判定結果通知書（以下「結果通知書」という。）を交付しなければならない。
- 4 甲は、規程別表に基づき算定され、規程第10条第3項に定める構造計算適合性判定受付書に記載された額の構造計算適合性判定手数料（以下「手数料」という。）を第3条に定める日（以下「支払期日」という。）までに乙に対して支払わなければならない。

### (業務期日)

第2条 乙の業務期日は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第8項又は法6条の2第5項に規定する判定を求められた日から14日目の日とする。

- 2 前項の判定を求められた日は、規程第9条第1項に定める判定用提出図書等（以下「判定用提出図書等」とい、規程第10条第2項の定めにより乙が甲にその補正を求めた場合は、当該補正後の判定用提出図書等をいう。）が乙に到達した日とする。
- 3 乙は、規程第15条第1項に基づき、同条第2項に定める構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書を甲に対して交付したときは、第1項の業務期日を当該通知書に記載された期間の範囲内において延長することができる。
- 4 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により第1項及び前項の業務期日までに結果通知書を交付することができないときは、その理由を明示した上で、甲に対して必要と認められる日数分の業務期日の延長を請求することができる。この場合において、乙が業務期日を延長したことにより甲に損害が生じたとしても、乙は、その賠償の責を負わないものとする。

### (手数料の支払期日)

第3条 手数料の支払期日は、次の各号に定める期日とする。

- 一 業務委託契約書を締結して支払期日を定めたときは、当該契約書に定められた日
- 二 乙からの請求書が甲に到達した日から7日以内の日

### (手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条の支払期日までに、手数料を乙の指定する銀行口座に銀行振込みの方法で支払うも

のとする。この場合において、振込手数料は甲の負担とする。

(甲の協力義務)

第5条 甲は、乙から判定用提出図書等について説明を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

- 2 甲は、乙が規程第11条第5項に基づき、審査の実施に当たって必要があると認め、甲にその旨を通知した上で対象建築物の確認の申請者（代理者及び設計者を含む。以下同じ。）に対して対象建築物の構造計算に関する説明を直接求めたときは、当該申請者がこれに応じるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲は、乙が審査に当たって構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合において、規程第11条第6項に基づき、その旨及びその理由を構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書により通知したときは、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が甲に対して判定用提出図書等の補正又は追加説明書の提出を求めた場合は、乙が甲に通知した日から当該補正がなされ、又は追加説明書が乙に到達した日までの期間は、第2条の期間には含まれないものとする。

(判定の結果に対する乙の責任)

第6条 甲は、結果通知書の交付を受けた後において、当該判定の判断に誤りを発見したときは、乙に対して追完及び損害賠償の請求をすることができる。ただし、その誤りが次の一に基づくものであることを乙が証明したときは、この限りではない。

- 一 甲が指針に従って審査を行わなかったことその他甲の責に帰すべき事由
- 二 判定を行った時点の技術水準に照らして予見が困難であったこと
- 三 前二号のほか乙の責に帰することができない事由

2 前項の請求の期限は、結果通知書の交付日の翌日から起算して5年以内とする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なく第2条に定める業務期日までに結果通知書を交付せず、また、その見込みがないとき
  - 二 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
  - 三 前二号のほか、乙の責に帰すべき事由によりこの契約を維持することが適当でないと認められるとき
- 2 前項のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、いつでもこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責を負わないものとする。
  - 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害が生じているときは、その賠償を乙に請求することができる。
  - 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、手数

料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害が生じているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が正当な理由なく第3条に定める支払期日までに手数料を支払わないとき
  - 二 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき
  - 三 前二号のほか、甲の責に帰すべき事由によりこの契約を維持することが適当でないと認められるとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責を負わないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害が生じているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (損害賠償の額)

第9条 甲及び乙は、第6条乃至第8条に基づき、この契約に定める業務に関して発生した損害について、相手方にその損害の賠償を請求することができる。ただし、その損害賠償請求額は、手数料額の10倍を上限とする。

#### (費用の負担)

第10条 判定用提出図書等の提出に要する費用は、甲の負担とする。

- 2 判定結果通知書の交付に要する費用は、乙の負担とする。

#### (秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### (別途協議)

第12条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り、双方協議の上定めるものとする。

#### (紛争の解決)

第13条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 この契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

平成19年6月20日 施行